

みずほと一緒にずんずん 国会へ行こう NEWS

福島みずほ事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1

参議院議員会館 1111 号室

TEL : 03-6550-1111 FAX : 03-6551-1111

Mail : mizuhoto@vivid.ocn.ne.jp

戦争準備、憲法改悪目的の共謀罪を通すな!



▲野党各党と「共謀罪を廃案に追い込もう！」
(4月14日国会前「未来のための公共」集会で)

¡No pasarán!

【LINE もメールも筒抜けに】

金田法務大臣は、ラインやメールの一斉送信も共謀罪の対象となると答弁しました。警察はメールをどうやって見るのでしょうか。法務省は盗聴法の対象にすることを検討する可能性について言及しましたが、傍受盗聴しなければラインやメールの会話は見れません。

捜査のやり方が変わり、話をしただけで、具体的な被害が発生しているわけではなくても「共謀をする可能性がある」という予断と偏見でマークをしていくことになります。屋内盗聴なども捜査手法として認めろということになるのではないかと危惧します。

【話し合っただけで罪になる】

今月6日、「テロ等準備罪」新設などを内容とする「組織犯罪処罰法改正案」が衆議院に提出され、19日から衆議院の法務委員会で審議入りしました。

今回「テロ等準備罪」と名を変えた共謀罪は、この10年間に3回提出され、3回とも廃案になりました。犯罪は原則として既遂でなければ処罰されないのに、共謀罪は話し合っただけで罪になり、犯罪の成立がとてつもなく早くなります。共謀罪の対象になる犯罪は277。なぜ話し合っただけで、277もの犯罪が処罰されるのでしょうか。

【市民の切実な声が犯罪に】

法務省は団体の結合の目的が犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に該当し得るという正式の見解を発表しました。犯罪集団に一変したと警察などが判断すれば、逮捕や捜査が可能になります。

この法務省の見解は、市民運動、労働運動、地域運動、会社やサロンであっても団体の性格が一変すれば対象になるとしており、全く歯止めがありません。原発反対、新基地建設反対などで「座り込みをしよう」と相談することが、組織的威力妨害罪の共謀罪の既遂だと警察が考えたら、犯罪実行団体とされてしまいます。

【テロ対策は共謀罪の口実】

安倍総理は「テロ対策で、共謀罪を作らなければ、東京オリンピックを開けない」と言いますが、そんなことは全くありません。

共謀罪の根拠は2000年にパレルモで調印された組織的犯罪防止条約。イタリアのシチリア島のパレルモで調印された条約はマフィア対策で、マネーロンダリングなど越境性のあるマフィア犯罪を取り締まるもの。パレルモ条約はテロ対策と無関係です。日本は既にテロ対策の条約13本を全て批准し、法律も作ってきました。

【自由に語り合える社会を】

なぜ今、共謀罪なのか。安倍内閣は、秘密保護法、戦争法を強行採決し、盗聴法を拡充し、そして今、共謀罪法案を提出しました。戦争のできる国にし、日本国憲法を改悪するために、様々な運動を弾圧し、人々が話し、連携し、声を上げていくことを事前に潰すことが狙いです。私たちは、力を合わせて違う未来を作っていかなければなりません。(犯罪)行為ではなく、思想信条を罰し、人と人とのコミュニケーションを破壊する共謀罪は百害あって一理なしです。

6月18日が国会の会期末。都議選もあり、国会延長はありません。みんなの声と力で廃案に追い込みましょう!